

ビュースポットおおさか魅力発信事業委託業務仕様書

1. 業務名

ビュースポットおおさか魅力発信事業委託業務

2. 業務目的

大阪府では、府民の景観に対する関心や愛着を醸成し、ひいては府民による景観づくりや景観保全活動の活性化など良好な景観形成につなげることを目的として、世界に誇れる魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な景観を美しく眺めることのできる場所(ビュースポット)を「ビュースポットおおさか」(府内 100 カ所)として選定し、広く発信する取組を進めている。

大阪府の景観資源である「ビュースポットおおさか」の魅力を、SNS 等を活用して、若年世代を中心に府内外に広く発信し、認知度の向上を図るとともに、「ビュースポットおおさか」等への来訪や府内周遊を促進することを目的として、魅力発信事業を実施する。

(参考)

■ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト(外部 WEB サイト)

<https://www.viewspotosaka.com/>

■大阪府公式景観 Instagram https://www.instagram.com/osaka_landscape/

■ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト(大阪府 WEB サイト)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130170/kenshi_kikaku/viewspotosaka_project/index.html

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月 17 日(水)

4. 委託金額(上限額)

金 4,400 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※本事業を実施するすべての経費を含む

5. 業務内容

府内外の方々が「ビュースポットおおさか」を訪れ、大阪の景観を楽しみ、愛着や関心を持っていただくため、本事業において、次の(1)から(3)の業務を実施する。なお、業務の実施にあたっては、大阪府(以下「発注者」という。))と十分に協議・調整をすること。

(1) 「ビュースポットおおさか」の魅力を伝える写真コンテスト企画運營業務

今後、SNS 等で活用することを前提に、「ビュースポットおおさか」の魅力を伝える写真を募集、選定する『写真コンテスト(以下、「コンテスト」と言う。)](仮称)を企画・実施する。なお、企画の内容については自由提案とする。

① コンテストの概要(予定)

コンテストの概要は以下のとおり予定しているが、より多くの方に参加いただける魅力的なコンテストとなるよう提案すること。

(ア) 募集テーマ

- ・「ビュースポットおおさか」の魅力を伝える写真を募集することとする。
- ・「ビュースポットおおさか」は、大都市から農村部まで多様なスポットがあることから、エリア別(大阪市エリア、北大阪エリア、東大阪エリア、南河内エリア、堺・泉州エリア等)、テーマ別(時間帯、季節、歴史等)、シーン別(建築物、土木構造物、風景等)に部門賞を設けるなど、応募されるスポットが分散されるよう工夫すること。
- ・写真に新たな要素を追加することで、ビュースポットの魅力発信力を高めるような募集方法も可能。

(イ) 募集対象

- ・個人・団体問わず誰でも可

(ウ) 賞品等

- ・賞品や副賞等を設定しても差し支えない。内容については自由提案とし、受注者決定後に決定することとする。

(エ) 応募期間及び方法

- ・応募期間については、参加者が応募しやすい期間及び方法を提案すること。
- ・大阪府公式インスタグラムを活用して募集を行っても差し支えない。ただし、この場合、受注者において写真の収集や応募者との連絡調整等を行うこと。

(オ) 表彰式の開催

- ・表彰式の開催の有無を含め、方法や実施場所は自由提案とする。ただし、実施する場合には幅広い年代の方、小さな子どもを連れた方も参加しやすいよう、交通アクセスやバリアフリーなどに配慮した会場を提案すること。

(カ) その他留意事項

- ・第三者の著作権又は肖像権をはじめとする知的財産権の権利侵害、その他法令又は公序良俗に違反しないこととする。
- ・応募作品の著作権は撮影者に帰属し、二次使用权は本府に帰属する。
- ・応募作品は未発表のものに限る。
- ・企業等の宣伝を主目的とした内容でないものとする。
- ・政治目的や宗教、勧誘を意図する内容でないものとする。

② 企画・管理・運營業務

コンテストの参加意欲の向上及び事業の周知拡大に繋がるような企画・管理・運営業務を行う。

(ア) コンテストの詳細な企画書を作成すること。

(イ) 趣旨に沿ってコンテストの募集要項を作成すること。

③ 広報業務

多くの府民等から応募してもらえるよう、SNS 等の多様な媒体を活用し効果的に広く PR すること。

なお、発注者においては、本府ホームページへの掲載、府インスタグラムへの投稿、府内市役所等へのチラシ配架依頼等を実施することが可能である。

④ 作品の管理業務

応募者から収集した作品は、適切に管理すること。また、応募者の個人情報及び作品情報を厳重に管理すること。応募作品については、コンテスト終了後、速やかに現物及びスキャン等によりデータ化したものを納品すること。

⑤ 審査方法

応募作品の審査方法は自由提案とする。ただし、公平性が担保される方法であること。

(提案を求める内容)

- ・ 「ビュースポットおおさか」の魅力が伝わり、より多くの方に参加してもらえる写真コンテストとなるよう、募集テーマや募集方法、賞の構成、賞品、応募期間、表彰式等を設定すること。
- ・ 「ビュースポットおおさか」に対する認知度が低い、若年層や府内外からも積極的な応募がなされるよう工夫をこらしたものの、かつ話題性が期待でき、実現性も認められる広報計画を提案すること。
- ・ 今後、SNS 等で展開していくことを考慮した画期的な企画を提案すること。

※提案にあたっての留意事項

- ・ エリア別・テーマ別に部門賞を設けるなど、応募されるスポットが分散されるよう工夫すること。

(2) 魅力発信イベント企画運営業務

SNS 等で発信することを前提として、「ビュースポットおおさか」の魅力を発信するイベントを企画・実施すること。なお、イベントの内容については自由提案とし、(1)のコンテスト及び府が令和6年度、7年度に実施したインスタグラムを活用したフォトコンテスト等における作品やビュースポットおおさか PR 動画等を活用することは可能とする。

① 企画・運営

イベントの企画・運営業務を行う。

(ア) イベントの企画書を作成すること。

(イ) 実施場所は自由提案とする。「ビュースポットおおさか」に選定された場所を会場とする、エリアごとに巡回形式で開催する、集客力の高い場所で開催するなど、「ビュースポットおおさか」の魅力を効果的に PR できる提案を行うこと。

(ウ) イベント開催にあたり、コンテスト入賞作品等の制作者及びその他イベントを実施するにふさわしいゲスト等(以下「出演者」という。)に出演を依頼する場合は、出演者等との連絡・調整を行うこと。また、出演者等への謝礼が必要な場合は、謝礼の支払いも行うこと。

② 広報業務

多くの府民等から参加してもらえよう、SNS 等の多様な媒体を活用し効果的に広く PR すること。

なお、発注者においては、本府ホームページへの掲載、府インスタグラムへの投稿、府内市役所等へのチラシ配架依頼等を実施することが可能である。

③ 運営業務

イベントの開催準備や当日の運営業務を行う。

(提案を求める内容)

- ・ 写真を活用した「ビュースポットおおさか」の魅力を PR でき、多くの方が参加できるイベントの提案を行うこと。
その際、ビュースポットおおさか PR 動画等を活用することも可能とする。
- ・ 「ビュースポットおおさか」に対する認知度が低い、若年層や府内外からも、積極的な参加がなされるよう、話題性が期待でき、かつ実現性も認められる具体的な広報計画を提案すること。
- ・ SNS 等を活用した画期的で効果的な企画を提案すること。

※提案にあたっての留意事項

- ・ 「ビュースポットおおさか」に選定された場所を会場とする、エリアごとに巡回形式で開催する、他の催しと組みあわせるなど、「ビュースポットおおさか」を活かした工夫をこらしたイベントとすること。

(3) 現状分析及び課題抽出、効果検証手法等の提案

「ビュースポットおおさか」の現状分析及び課題抽出、本事業による効果等について検証方

法の提案と結果を報告するとともに、今後に向けた改善方法や効果的な広報手法、事業内容等を提案すること。

(提案を求める内容)

- ・ 「ビュースポットおおさか」の情報発信ツールの現状分析及び課題抽出を行い、具体的な改善方法を提案すること。
- ・ 本事業で実施した広報について、各手法がもたらした効果を詳細に分析・把握できる方法を提案すること。
- ・ 以上を踏まえ、本事業の実施効果とともに、今後府の事業として実施可能かつ効果的な広報手法や事業内容を提案すること。

※提案にあたっての留意事項

- ・ 本事業の実施効果について、結果の報告が期待されるような最適な指標を提案すること。

6. 業務遂行予定及び体制等の策定

- ① 契約期間内に計画的かつ効率的に遂行できるよう体制をとり、進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。
- ② スケジュールの進捗状況を、発注者が随時確認可能な業務体制とし、窓口となる担当者を定めること。

(提案を求める内容)

- ・ 契約期間内に効率的に遂行できるよう事業全体のスケジュール及び業務ごとのスケジュールについて、詳細に提案すること。
- ・ 事業の運営体制及び配置人数を提案すること。
- ・ 事業全体を統括する責任者について、明記(所属、役職、専門分野等)すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。

7. 事業全体に係る留意点

- ① 著作権及び使用料等について
 - ・ 本事業における企画等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含むものとする。
 - ・ 本事業における成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。)

については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で利用できるものとする。また、著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。)の行使をしないこと。発注者は、事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

- ・ 本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・ 成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
- ・ 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

② 施設の利用料等について

- ・ コンテスト及びイベントの実施にあたり、施設等を利用する場合は施設等管理者と協議のうえ、利用料等が発生する場合は、委託金額内に含むものとする。

③ 賞品の購入費等について

- ・ コンテスト及びイベントの実施にあたり、賞品等を購入する場合は、委託金額に含むものとする。

④ 謝金の支払い等について

- ・ コンテスト及びイベントの実施にあたり、謝金の支払い等が発生する場合は、委託金額に含むものとする。

⑤ 個人情報の保護について

- ・ 本事業で取り扱う個人情報については、関連する法令順守に十分配慮して制作すること。

⑥ 本業務に係る発注者との打ち合わせ

- ・ 本業務の趣旨を熟知し、実務実施期間中においては、発注者と緊密に連絡をとりながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。
- ・ 打合せ内容については協議書等で記録すること。

8. 成果品等(提出物)

① コンテスト応募作品

加工等が行える様式(JPEG、PNG 等)

② 実施報告書

- ・ (3)で行った効果検証の結果が分かるもの。
- ・ 事業の詳細な実施状況が確認できるもの

9. 成果品の提出方法

上記で定める成果品については、DVD-R 等にデータ保存し提出するものとし、各報告書については、あわせて紙媒体にカラー出力したものを提出するものとする。

10.成果品の提出先

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ
(大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 27 階)

11.再委託

再委託は原則禁止とする。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、発注者と協議し承認を得ること。

12.その他特記事項

- ① 事業の実施に関しては、受託者はあらかじめ企画提案時に掲げた内容を参考にしながら、発注者と協議・調整のうえ、実施すること。
- ② 受注者は、契約締結後直ちに業務実施計画書(業務スケジュール)を発注者へ提出すること。
- ③ 発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。
- ④ 本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び協議が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行すること。
- ⑤ 業務上知り得た情報を他人に漏らさないこと。
- ⑥ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

以上